

伊万里市ごみステーション設置基準

(目的)

第1条 この基準は、伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例（平成9年条例第6号）第16条に規定するごみステーション（以下「ステーション」という。）の設置に関し、必要な事項を定め、市民のごみ排出に係る利便性の向上及び適切な衛生管理による環境保全並びに安全性が確保された効率的なごみ収集体制を構築することを目的とする。

(設置基準)

第2条 ステーションは、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 利用者戸数

ステーションを新たに設置する場合の1ステーション当たりの利用者の戸数は、原則8戸以上とし、これに満たない場合にあっては、事前に市との協議を要するものとする。

(2) 設置場所

ステーションを設置する場所は、原則公道沿いとし、やむを得ず公道沿い以外の場所に設置する場合には、相当の空地があり、ごみ収集対策が講ぜられていれば、この限りではない。ただし、これにより難いと判断されるときは、市、収集業者及び設置者での現地確認等の上、ごみ収集が可能である場合には、設置を認めることとする。なお、設置場所によって、概ね次に掲げる条件を備えるものとする。

ア 公道沿いにステーションを設置する場合

- (ア) ごみ排出及びごみ収集に際して道路交通法に抵触しない場所であること。
- (イ) 設置場所の土地所有者及び管理者の承諾を得ていること。
- (ウ) 収集車が前進のまま横付けすることができ、通行が容易であること。
- (エ) 交通量の多い道路に面する場合は、通過交通に支障が少なくかつ収集作業員の安全が十分確保できる場所であること。
- (オ) 道路勾配が少なく、カーブ等、見通しの悪い場所を避けた場所であること。
- (カ) 通り抜けのできない道路の場合は、収集車が転回できるスペースが確保できる場所であること。

イ 道路から離れた場所にステーションを設置する場合

- (ア) 収集車の通行を認め、かつ通行が容易であること。
- (イ) 敷地内において収集作業に支障のないスペース及び収集車が転回できるスペースが確保できる場所であること。

(3) 設備

道路交通の妨げにならない範囲で、雨水や強風、鳥獣被害等によるごみの散乱を防

ぐための適切な構造物等を設置すること。

また、構造物の規模は、1戸あたり45リットル以上の容積を確保すること。

(設置等の手続)

第3条 ステーションを新設し、又は変更する場合は、行政区の代表者の申告に基づきごみ収集の開始を希望する日の10日前までに、次に掲げる書類を添付し、市に届け出なければならない。

- (1) 設置箇所の地図
- (2) 設置箇所の土地所有者及び管理者の承諾書等（必要に応じて）

(管理責任)

第4条 ステーションの適正な管理は、管理者が責任を負う。

- 2 管理者は、清掃、ルールの周知、トラブル対応などを適宜行うものとする。
- 3 この基準の制定前に設置された既存のステーションに関し、基準に満たない場合は、適宜、是正するための見直しを管理者において行うものとする。

(その他)

第5条 この基準を満たさず、収集に支障がある場合は、市は収集を中止することがある。

(附則)

この基準は、令和7年4月1日より施行する。